

孤立死防止に向けたライフライン事業者等との連携協力について

背景

- ・近年、亡くなられたことに近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」の事案が頻発しており、本市においても平成 25 年 5 月及び 11 月に死後数カ月が経過した遺体が発見されるという大変痛ましい事件が発生し、地域における見守りの重要性が改めて注目されている。
- ・本市では、これまで民生委員・児童委員による友愛訪問および地域社会福祉協議会によるふれあい喫茶・食事サービス等を通じて要援護者の安否確認やニーズの把握を行うほか、今年度からは福祉施策推進パイロット事業を通じて、地域ボランティアによるネットワークを構築して見守りを行う等、各区が実情に応じた取組を進めているところである。
- ・しかしながら、電気等のライフラインが停止に至っていた上記事案を受けて、福祉局を窓口として各ライフライン事業者等と協定を結び、各区における「見守り」の取組の支援を行うこととした。

ライフライン事業者等との協定の締結について

- ・ライフライン事業者等が、検針や配達等で戸別訪問した際、孤立死につながるような異変を感じた場合、別に定めるガイドラインに基づき区役所の通報窓口に通報してもらうことにより、発生を未然に防ぐ。
- ・事業者との協定締結状況
 - 平成 26 年 1 月 ・公益社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部大阪市連合支部
 - ・水道局
 - 平成 26 年 2 月 ・関西電力株式会社
 - ・大阪ガス株式会社
 - 平成 26 年 3 月 ・日本郵便株式会社

安否確認等の取組について

- ・ライフライン事業者等から区役所に通報があれば、区役所が主となり、対象者宅の訪問や電話連絡による安否確認を行う。
- ・安否確認にあたっては、民生委員・児童委員、区社会福祉協議会、地域包括支援センター等、本市関係機関との連携も行う。
- ・安否確認後は、再び同じような状況に陥ることがないように、必要に応じて、地域の見守りや関係機関が実施する支援につなぐ。